



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

企業統治に関連する会社法改正の要綱案をご紹介します。入管法の改正等をきっかけに関心が高まる外国人労働者の雇用に関する注意点等を概観します。

## <企業統治の更なる充実に向けて！>

◇1月16日、法務省の法制審議会会社法制部会において「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱案」が決定され、同案をもとに、会社法の改正法案が2019年通常国会に提出される見込みです。

今回は同案の骨子をご紹介します。

### 1. 株主総会資料の電子提供

株主総会参考書類、議決権行使書面、計算書類、事業報告、連結計算書類について、定款で定めることにより、**電子提供**できるようになります。なお、**上場会社は実質的に強制採用**になります。

### 2. 株主提案権の制限

少数株主の議案提案権に基づく**提案数が10個に制限**されることとなります。又、他人の名誉侵害、侮辱等を内容とするもの、株主の共同の利益を害する内容のものについても提案できなくなります。

### 3. 取締役報酬の方針決定義務

監査役会設置会社であり有価証券報告書提出義務がある会社又は監査等委員会設置会社は、取締役会において**取締役報酬等の決定方針を定めなければならない**となります。

### 4. 補償契約及び保険契約

役員のパフォーマンス等について会社が補償する契約を締結したり、保険契約を締結するためには**株主総会ないし取締役会の決議が必要**となります。

### 5. 社外取締役の設置義務化

監査役会設置会社であって有価証券報告書提出義務がある会社は、**社外取締役を設置しなければならない**となります。

### 6. 社債管理補助者制度の創設

社債監理者の設置義務がない場合であっても、**社債管理補助者を定められるようになります**。

### 7. 株式交付制度の創設

他の会社を買収して子会社とするため、当該子会社の株式を第三者から譲り受け、**当該第三者に対して自社株等を交付する方法が制度化**されます。(以上の要綱案の内容は今後法案化・国会審議の過程において修正される可能性がありますのでご注意下さい。)

## <外国人労働者の雇用をめぐる注意点とは？>

◆昨年12月の入管法改正等をきっかけに、外国人労働者に対する社会的関心が急速に高まっています。そこで、本紙では、外国人労働者を巡る諸問題を数回に分けて解説することとし、本号では、総論として外国人労働者に対する法規制や、外国人を雇用する場合の注意点等について概観したいと思います。

### 1. 在留資格について

入管法における外国人の在留資格に関する分類は非常に細かく、運用の面でも極めて硬直的であると言われています。企業内の配置転換であっても、業務内容の大幅な変更を伴う場合には、転換後の業務が在留資格に適合しているかが問題となりますし、雇用関係の終了は在留資格の喪失にも繋がるため、解雇等に当たって日本人とは異なった配慮が必要になる場合があります。

このように、外国人の就労においては、在留資格の問題が常につきまといりますが、資格外の業務に従事した場合、当該外国人に刑事罰や強制退去処分が課されるだけでなく、**雇用主が処罰される可能性**もあります。そのため、雇用主としては、**当該外国人が適法に在留資格を有しているか、その在留資格が雇用後の業務内容に適合したものか等を慎重に確認**することが極めて重要です。

### 2. 外国人技能実習制度とは

技能実習制度は、発展途上国に技術を移転することを通じて国際貢献を行うことを目的とする制度です。その運用について様々な問題が指摘されていますが、実習生自身は帰国させられることを恐れて声を上げづらい状況にあると言われています。**雇用主としては、こうした実習生の立場を理解した上で制度を利用する必要があります**。

### 3. 労働災害が生じた場合

外国人労働者に対する十分な指導・教育を怠った結果、重大な労災事故が発生することがあります。こうした場合、労災保険給付とは別に、**雇用主側が安全配慮義務違反に基づく責任を追及される可能性**があります。雇用主としては、**言葉や文化の違いを踏まえつつ、外国人労働者に対し、十分な指導・教育を行って、労働災害を生じさせない体制を構築しなければなりません**。

(友成・門屋)

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

#### ◆会社設立時に「実質的支配者」の確認制度の施行(2018年11月30日施行)

法人の実質的支配者を把握すること等により、法人の透明性を向上させることが国内外で求められていることから、2018年11月30日以降に行われる**会社及び一般社団法人の設立時の定款認証**において、公証人に対し、当該法人の「**実質的支配者**」の申告が必須となりました(公証人法施行規則の一部を改正する省令)。定款認証手続きの際に、当該実質的支配者が反社会的勢力に該当するおそれがあると判断された場合は説明を求められる他、**反社会的勢力に該当すると判断された場合には定款認証が拒否され、法人の設立が認められないこと**となります。